

平成22年度事業報告

1. 地域材供給シェア拡大総合対策事業（中央における木造建築サポート対策）

木造建築の設計・施工に必要な技術の向上に資する取組のモデルケースとするため、木造建築の設計・施工に通じた人材の育成・確保に向けた取組を募集し、その中から先駆的な取組と評価された活動を、「木のまち・木のいえ担い手育成拠点」として選定し助成する評価・事務事業を行った。（応募件数29件、採択件数10件）

また、工務店・建築士事務所を対象に国産材を使った木の家づくりに対する理解・知識を深めるための「国産材・木の家づくりセミナー」を全国4会場で開催するとともに、木材・木造住宅及び建築物の利用拡大、普及を図るため全国5カ所でリレーフォーラムの開催を行った。

2. 地域材実用化促進対策事業（トレーサビリティシステム確立検証）

木材の生産から住宅に活用されるまでの間の、それぞれの流通経路の各段階において、当該木材であることを電子タグやQRコードによって識別が可能であり、また当該木材に係わる様々な情報を記録できる木材トレーサビリティシステムをインターネット上のクラウドサーバーに蓄積するシステムを構築した。このシステムについて、全国8箇所の地域において木材生産者、木材加工者、住宅事業者等から構成する事業体による試行を実施し、システムをマニュアル化した。また、構築した木材トレーサビリティシステムの普及を図るために、作成したシステムのマニュアル等を活用して静岡県、熊本県で説明会を開催した。

3. 住宅市場整備推進等事業（改正建築基準法、改正建築士法の円滑な運用、施行のための体制整備事業）

国土交通省より発表された「建築確認手続き等の運用改善の方針について」（平成22年1月22日）に基づき、「建築確認手続き等の運用改善マニュアル」を作成し周知普及を図った。

4. 地域木造住宅市場活性化推進事業に係る評価事業

国が公募した「地域木造住宅市場活性化推進事業」（地域木造住宅市場の活性化に資する木造住宅の供給体制整備、普及推進、担い手育成、企画開発等に係る事業）の中から補助対象となる優れた事業を選定するにあたり、必要となる評価を行った。（応募件数：128件、採択事業候補として選定した件数：49件、国が採択した件数：49件）

5. 木のまち・木のいえ整備促進事業（「木のまち整備促進事業」に係る評価・事務事業）

国が補助を行う「木のまち整備促進事業」（建築物の木造化又は木質化を図るものであって、その推進に向けた高いモデル性・先導性を有する木造建築物等の建築又は改修に係る事業計画）に係る評価・事務事業として、公募、評価、採択事業候補の選定、及び採択事業に対する補助金交付手続きを行った。（応募件数：30件、採択件数：12件）

6. 木のまち・木のいえ整備促進事業（木造住宅・建築物等の整備推進に関する調査・普及・技術基盤強化を行う補助事業）

（1）木造住宅・建築物等の整備推進に関する調査

木造住宅・建築物の振興および住宅・建築物への木材の一層の利用促進を実現するために組織された「木のまち・木のいえ推進フォーラム」運営の基に、木造住宅・建築物等の整備促進のための人材育成や技術開発等に係る調査等を行った。

(2) 木造住宅・建築物等の整備推進に関する普及

「木のまち・木のいえ推進フォーラム」の全国大会、ネットフォーラム等を開催することにより、木造住宅・建築物等の整備促進のための普及活動を行った。
また、国交省・林野庁連携プロジェクト「木のまち・木のいえ担い手育成拠点事業」において、選定拠点の整備・支援および普及を図るため、アドバイザーの派遣を行った。

(3) 木造住宅・建築物等の整備推進に関する技術基盤強化

木造公共建築物等の建設促進のために、構造要素耐力試験検証、木造軸組床衝撃音遮断性能試験を行うと共に木造建築に係る各種情報の収集を行い、それらの成果を木造建築物設計に係る情報発信基盤としてのホームページ『木造建築設計情報 プラット』を設けて情報発信した。

7. 木造軸組構法住宅の構造計画に係る技術講習会の企画運営を行う事業

木造住宅生産の主要な担い手である中小住宅生産者等に属する技術者（建築士、大工等）を対象とした「木造軸組構法住宅の構造計画に係る技術講習会」を開催した。内容は、壁量計算、四分法、N値計算等を含む設計法が中心であり、開催地は、沖縄県を除く46都道府県、開催回数は、52回、受講者数は、1,748人であった。

8. 木造住宅の耐震改修に係る技術講習会及び調査事業

木造住宅生産の主要な担い手である中小住宅生産者等に属する技術者（建築士、大工等）を対象とした「木造住宅の耐震改修に係る技術講習会」を開催した。内容は、耐震補強の考え方、ポイント、流れ及び方法であり、開催地は、大都市及び地方の中核都市を含む18都道府県、開催回数は、19回、受講者数は、1,146人であった。

9. 建築基準整備促進事業（木造住宅の基準の整備に資する検討）

建築基準法における木材の基準強度の考え方、木造建築物の設計方法に関する基準の整備資することを目的として以下の実験、調査、解析を行った。

- 1) 長期許容応力度（荷重継続時間の調整係数）の検証
- 2) 木材のめり込みが建築物の安全性に与える影響に関する検証
- 3) 集成材フレームや小壁などの変形能力の異なる耐力要素併用建物の設計法のための検証
- 4) 平面・立面的に不整形な木造建築物（柔床、斜材等を含む）に対する評価方法調査